

グループホームにおける夜間支援等体制加算の対象者数について

共同生活援助（グループホーム）については、夜間の連絡・支援体制の確保を評価する「夜間支援等体制加算」が設けられています。

特に、夜間及び深夜の時間帯を通じて、夜勤（加算Ⅰ）又は宿直（加算Ⅱ）を行う夜間支援従事者を配置している場合、夜間支援対象利用者の人数に応じて、所定の単位数を算定することになっています。

この「夜間支援対象利用者数」に関して、その算定の方法に誤りが散見され、過誤調整を要する請求事例も多数発生していますので、改めて、下記の注意事項をよくご理解いただき、正しく届出及び請求を行っていただきますようよろしくお願いいたします。

1. 加算の算定方法

1人の夜間支援従事者（3の項を参照）が支援を行う夜間支援対象利用者の数（次の項目を参照）に応じ加算額を算定します。

1カ所の共同生活住居において2人以上の夜間支援従事者が夜間支援を行う場合は、それぞれの夜間支援従事者が実際に夜間支援を行う利用者数に応じて、利用者数を按分して算定するものとします。

なお、宿直を行う夜間支援従事者が支援を行う共同生活住居に入居している利用者は、夜間支援等体制加算（Ⅰ）を算定できません。

2. 「夜間支援対象利用者の数」とは

夜間支援対象利用者の数は、共同生活住居に入居している利用者数の総数とし、当該利用者数の総数は、現に入居している利用者数ではなく、「前年度の平均利用者数」の計算方法に準じて算定するものとします。

この計算の過程において、小数点以下の端数が生じる場合については、小数点第1位を四捨五入するものとします。

具体的には、「夜間支援対象人数算定シート（別紙 16（その2）」で算定します。

実際の入居者数や、支援を要する入居者の人数で請求される例が多いので、間違えないようご注意ください。

(1) 通常の利用者数の算定方法

前年度（4月～3月）における全入居者数÷前年度の開所日数

⇒ これにより算出された利用者数に基づく単位数を、その年度1年間変わらずに算定することになります。

(2) 住居を設置してから6か月未満までの間

入居定員の90%とします。

(3) 住居設置後7か月目から1年未満の間

直近の6か月間の実績により算出します。

（直近6か月における全入居者数÷6か月間の開所日数）

※「直近6か月」ですので、例えば6月設置の住居では、12月では6月～11月の6か月間、翌年1月は7月～12月の6か月間、というように毎月、直近6か月の期間がずれていきますので、毎月の算出が必要です。

※「開所日数」については、住居ごとに捉えるのではなく、事業所として「開所日数」とした日数を用いて算出すること。

(4) 住居設置後1年経過後から年度末までの間

直近の1年間（12か月）の実績により算出します。

（直近12か月における全入居者数÷12か月間の開所日数）

※（3）と同様、年度末までの間、毎月、直近12か月で算出が必要です。

(5) 年度途中で定員を増加した場合

定員増から6か月未満の間は、「定員増以前の実績＋定員増分の90%」とします。

(6) 年度途中で定員を減少した場合

定員減をしてから3か月間は、利用者数は従前のままです。

定員減から3か月以上6か月未満の場合は、直近3か月間の実績により算出します。

住居ごとに上記のように利用者数を算出しますので、住居の設置時期によっては、利用者数を算出するための実績の期間が異なることがあります。

3. 「1人の夜間支援従事者が支援を行う夜間支援対象利用者の数」とは
各住居についての利用者数を算出したら、次に「夜間支援等体制加算に関する届出書（別紙16）」により、夜間支援従事者の体制を確認します。

(1) 1つの住居に1人ずつ夜間支援従事者を配置する例

住居名	対象者数	従事者①	従事者②	従事者③
Aホーム	4	→ 4		
Bホーム	2		→ 2	
Cホーム	3			→ 3
合計	9	4	2	3

↑ 住居別に算出した「利用者数」を記入

※ここで「従事者①」は特定の職員を示すのではなく、例えば職員甲、乙、丙の3人のうち1人が日ごとに交代でAホームに配置される場合は、「従事者①」の1列だけで表記します。

※1人の夜間支援従事者が1か所の住居内で夜間支援を行う場合は30人が上限です。

【介護給付費等の算定に係る体制状況一覧表の記入方法】

住居名	夜間支援体制等					
	なし	I	II	対象人数	III	適用開始日
Aホーム		○		4人		R1.7.1
Bホーム		○		2人以下		R1.7.1
Cホーム		○		3人		R1.7.1

※加算Ⅱ（宿直）の場合、利用者数は「4人以下」が最小です。

(2) 複数の住居の利用者を1人の夜間支援従事者が支援する例

住居名	対象者数	従事者①	従事者②	従事者③
Aホーム	4	→ 4		
Bホーム	2		→ 2	
Cホーム	3		→ 3	
合計	9	4	5	

※1人の夜間支援従事者が複数の住居で夜間支援を行う場合、配置されている住居から他の住居までが概ね10分以内にあること。夜間支援ができる住居は5か所まで（サテライト型住居は本体住居と併せて1か所）。対象者数は20人が上限です。

【介護給付費等の算定に係る体制状況一覧表の記入方法】

住居名	夜間支援体制等					
	なし	I	II	対象人数	III	適用開始日
Aホーム		○		4人		R1.7.1
Bホーム		○		5人		R1.7.1
Cホーム		○		5人		R1.7.1

※BホームとCホームは、1人の夜間支援従事者（従事者②）が支援を行う 対象者数が「5人」ですので、BホームとCホームに入居する利用者について算定する単位数は「5人」の区分を適用します。

(3) 1つの住居に複数人の夜間支援従事者を配置する例

住居名	対象者数	従事者①	従事者②	従事者③
Aホーム	4	→ 2	2	
Bホーム	2		→ 2	
Cホーム	3			→ 3
合計	9	2	4	3

※Aホームについて従事者①と従事者②の2人で夜間支援を行う場合は、それぞれの従事者が実際に支援を行う利用者数に応じて、利用者数を按分して算定します。

→ Aホームにおいて実際の支援を行う利用者数が、従事者①は3人、従事者②は2人、計5人を支援するとした場合

$$\text{従事者①} : 3人 / 5人 (\text{実際に支援を行う利用者数}) \times 4人 (\text{対象者数}) \\ = 2.4 \div 2人$$

$$\text{従事者②} : 2人 / 5人 (\text{実際に支援を行う利用者数}) \times 4人 (\text{対象者数}) \\ = 1.6 \div 2人$$

介護給付費等の算定に係る体制状況一覧表の記入方法】

住居名	夜間支援体制等					
	なし	I	II	対象人数	III	適用開始日
Aホーム		○		2人以下、4人		R1.7.1
Bホーム		○		4人		R1.7.1
Cホーム		○		3人		R1.7.1

※Aホームは、2人の夜間支援従事者（従事者①と従事者②）が支援を行うので、上記の例では、従事者①が実際に支援する3人の利用者について算定する単位数は「2人以下」の区分を、従事者②が実際に支援する2人の利用者について算定する単位数は「4人」の区分を適用します。

※同様に、Bホームについては、従事者②がAホームの2人と併せて支援を行うので、Bホームに入居する利用者について算定する単位数は「4人」の区分を適用します。

4. 新規に指定を受けたグループホーム、住居を追加したグループホームの方へ

- 新規に指定を受け、事業開始当初から夜間支援等体制加算を算定される場合、当初の6か月間は特に注意すべき点はありませんが、6か月経過後は、対象者数を正しく算定し、算定する加算の単位数の変動が生じた際はすみやかに届出を行う必要があります。（届出は例外的に対象人数の変動した月の月末まで受け付けます。）
- 開始直後は入居者数の変動が大きいいため、対象者数も毎月のように変動することがあり、対象者数の増加（単位数の減少）の届出を怠ると報酬返還が生じる恐れがありますので、特に注意してください。